

平成31年度 文化芸術による子供の育成事業-巡回公演事業-実施校募集に係る変更点について

前年度までの募集要件からの変更点は次の通りです。御確認の上、御申請くださるようお願い申し上げます。

	項目	平成30年度まで	平成31年度	募集案内 掲出ページ
募集全般について	① 募集期間について	・ 開始：平成29年11月8日(水) ・ 締切：平成29年12月13日(水)	・ 開始：平成30年12月12日(水) ・ 締切：平成31年01月18日(金)	P. 3
	② C区分の設置	—	・ (3) 実施形態 限られた予算の中で、事業のより一層の効率化を図るため、平成31年度より、離島・へき地等および小規模校への派遣機会の均等及び効率的な巡回を目的とし、C区分を設置しました。	P. 1
	③ メディア芸術分野の設置	—	・ (1) 文化芸術団体によるワークショップ 【メディア芸術分野】 メディア芸術団体がメインプログラムの事前もしくは事後に実施校へ赴き、児童・生徒に対してオリエンテーションやメインプログラムのフォローアップ等を行います。ワークショップの上限回数は2回までとし、実施校1校につき、概ね1時限分を2回(40分～50分×2回)、または2時限分程度(80分～100分×1回)行います。 ・ (2) 優れた実演芸術の公演・メディア芸術の体験(本公演、メインプログラム) 国が優れた文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術の公演・メディア芸術の体験プログラムを実施します。実施に当たっては、鑑賞と併せて共同体験型のプログラムを行います。	P. 1
	④ 実施形態について	(3) 実施形態 文化庁では、より多くの児童・生徒に対して文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するため、複数校による合同開催を推奨しているところですが、限られた予算の中で、事業のより一層の効率化を図るため、平成30年度より、へき地や離島などの特殊な地域や特別支援学校を除き、参加児童・生徒数が100名以下の学校については、可能な限り、周辺の学校との合同開催として申請いただきますようお願いいたします。 参加児童・生徒が100名以下の学校からの申請については、合同開催の実施を優先採択します。単独開催での応募も可能ですが、希望に添えないことがありますので、あらかじめ御了承ください。	(3) 実施形態 単独校での申請の他、合同開催校を組んでの申請が可能です。文化庁では、より多くの児童・生徒に対して文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するため、複数校による合同開催を推奨しています。限られた予算の中で、事業のより一層の効率化を図るため、平成31年度より、離島・へき地等および小規模校への派遣機会の均等及び効率的な巡回を目的とし、C区分を設置しました。 へき地や離島等の特殊な地域内の学校及び参加児童・生徒数が100名以下の学校(特別支援学校を除く)については、C区分団体を希望するか、できる限り周辺の学校との合同開催としてA・B区分団体の企画へ御応募いただきますようお願いいたします。 なお、合同開催校の組み合わせにおいて、申請校を交代して複数件応募することは認められません。	P. 1
	⑤ 参加可能人数について	・ (4) 参加者 児童・生徒、教職員、保護者等を対象としています。児童・生徒は原則全員参加してください。	・ (4) 参加者 児童・生徒、教職員、保護者等を対象としています。また、生徒の鑑賞環境及び実施団体が提示する会場条件並びに安全の確保を優先としますが、地域住民(幼稚園、保育園児童を含む)が鑑賞に参加することも可能です。 申請にあたっては、巡回を希望する実施団体の参加可能人数が上限となります。上限人数を超える場合は、鑑賞学年等を調整いただけるのであれば応募は可能です。また、動員数ができる限り80%以上となるよう御協力ください。 参加可能人数は各実施団体の出演希望調書及び実施条件等確認書にて御確認ください。	P. 1
	⑥ 公演団体一覧の掲載内容について	・ 公演団体名、対象学年、演目、公演実施可能期間を掲出	・ 公演団体名、対象学年、企画名、演目を掲出 ・ 実施時期スケジュール表については事業専用ウェブサイトへ掲出されている「出演希望調書」データ内に別添	P. 5～P. 8
【様式1】	① 様式1	—	・ 都道府県側の優先順位の付番について、全体順のみに統括(団体別の優先順の付番を廃止。)	P. 9～10
【様式2】	① 様式2-1	・ 平成29年度の採択を含む平成27年度以降の実施回数を記載(当該年度を含む3年度分の採択実績を記載)	・ 平成30年度の採択を含む平成28年度以降の実施回数を記入してください。	P. 11
	② 様式2-2	—	・ ①②③の設問の記載順を変更 ・ 一部の回答項目をプルダウンリストより選択式に変更 ・ 参加上限人数、参加(鑑賞)予定人数、動員率についての記載項目の追加	P. 13～P. 14